

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「評価方法基準」(抜粋)

5 温熱環境に関すること

5-1 省エネルギー対策等級

(1) 適用範囲

新築住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

- ① 「地域区分」とは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。以下「建築主等の判断の基準」という。）別表第1に掲げる地域の区分をいう。
- ② 「年間暖冷房負荷」とは、1年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計をいい、建築主等の判断の基準1-3(1)ロ及びハに定める方法により求めることとする。この場合において、建築主等の判断の基準1-3(1)ハ中「 $L_s=0.09 \times D-15$ 」とあるのは、等級3への適合判定にあつては「 $L_s=0.11 \times D-25$ 」と、等級2への適合判定にあつては「 $L_s=0.19 \times D-15$ 」とする。
- ③ 「個別条件」とは、評価対象住戸の規模、構造その他の当該評価対象住戸に固有の条件のうち、(3)の評価基準により当該評価対象住戸の評価を行うために必要なものをいう。
- ④ 「特定条件」とは、個別条件の一部を、次に掲げる住宅の種類に応じ、それぞれに掲

げる条件の一部又は全部に代えたものをいう。

a 一戸建ての住宅

- (i) 床面積の合計が 150 m²以下である。
- (ii) 開口部の面積の合計の床面積の合計に対する割合が 28%以上（建築主等の判断の基準別表第 1 の I 及び II 地域においては、23%以上）である。
- (iii) 地上階数が 2 であり、かつ、2 階の床面積の合計の床面積の合計に対する割合が 45%以下である。
- (iv) 1 階の形状が長方形であり、かつ、短辺の長さの長辺の長さに対する割合が 75%以下である。

b 共同住宅等

- (i) 評価対象住戸の床面積の合計が 70 m²以下である。
- (ii) 評価対象住戸の開口部の面積の合計の当該住戸の床面積の合計に対する割合が 20%以上である。
- (iii) 評価対象住戸の階数が 1 である。
- (iv) 評価対象住戸の形状が長方形であり、かつ、短辺の長さの長辺の長さに対する割合が 54%以下である。

ロ 評価事項

- ① この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸における年間暖冷房負荷の小ささとする。
- ② 各等級に要求される水準は、次に掲げる住宅の種類に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

a 一戸建ての住宅 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、年間暖冷房負荷が個別条件又は特定条件の下でそれぞれ同項に掲げる条件を満たすために必要な対策が講じられ、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていること。

等級	(ろ)					
	年間暖冷房負荷 (単位 MJ/m ² ・年)					
	I	II	III	IV	V	VI
4	390 以下	390 以下	460 以下	460 以下	350 以下	290 以下
3	470 以下	610 以下	680 以下	800 以下	610 以下	560 以下
2	840 以下	1,030 以下	1,030 以下	1,030 以下	1,100 以下	1,100 以下
1	—	—	—	—	—	—

b 共同住宅等 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、年間暖冷房負荷が個別条件又は特定条件の下でそれぞれ同項に掲げる条件を満たすために必要な対策が講じられており、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていること。

等級	(ろ)					
	年間暖冷房負荷 (単位 MJ/m ² ・年)					
	I	II	III	IV	V	VI
4	390 以下	390 以下	460 以下	460 以下	350 以下	290 以下
3	470 以下	610 以下	640 以下	660 以下	510 以下	420 以下
2	840 以下	980 以下	980 以下	980 以下	980 以下	980 以下